

下関市 地域公共交通 利便増進実施計画



令和8年8月
下関市

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1.目的.....	2
2.実施区域.....	2
3.実施予定期間.....	2
4.計画の位置づけ.....	3
第2章 利便増進事業の内容.....	4
1.事業の方向性.....	5
2.利便増進事業.....	12
3.事業の実施主体と実施スケジュール.....	15
第3章 下関市による支援の内容.....	16
第4章 事業実施に必要な資金の額と調達方法.....	18
第5章 事業の効果.....	20
第6章 今後の検討課題等.....	22

第1章

計画の概要

1. 目的

本計画は、下関市が「市民が継続的に利用したくなる、利便性の高い公共交通サービスを安定的に提供する」ことを目標に掲げ、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとして、令和7年6月に策定した「下関市地域公共交通計画」に定めた基本方針と施策に基づき、利用者の利便の増進に資する取組について、具体的な利便増進事業を定めるものです。

2. 実施区域

本計画の実施区域は、下関市全域とします。

3. 実施予定期間

本計画の実施予定期間は、令和8年度(2026年度)～令和11年度(2029年度)までの4年間とします。

なお、本計画の内容は、下関市地域公共交通計画と連動しながら適宜見直しを行うものとします。

4.計画の位置づけ

本計画は、下関市の最上位計画である「下関市総合計画」及び都市計画の方針である「下関市都市計画マスタープラン」を踏まえ、「下関市立地適正化計画」等の各分野における計画との整合・連携を図り、令和7年6月に策定した「下関市地域公共交通計画」に基づくものです。

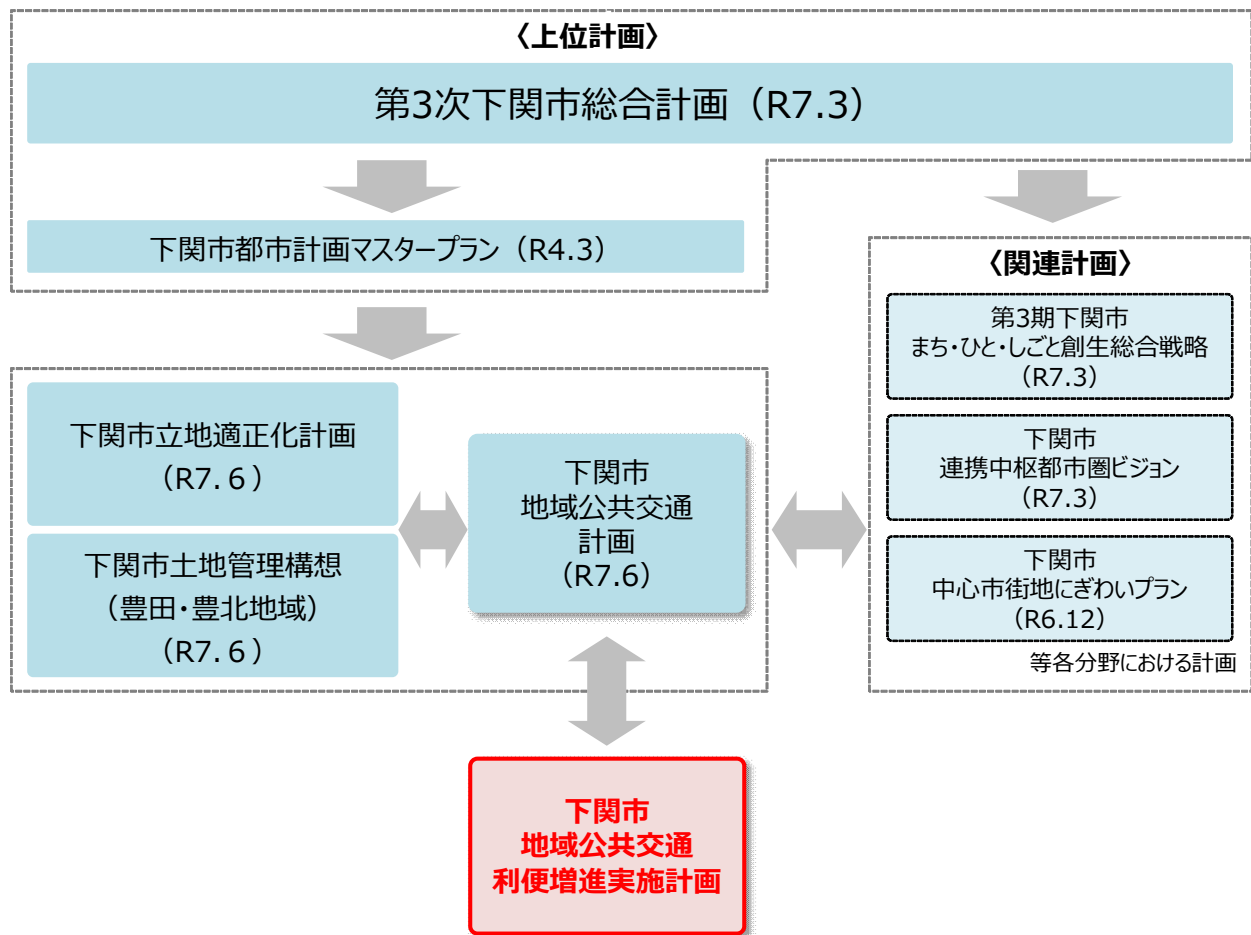


図 1.1 計画の位置づけ(下関市地域公共交通利便増進実施計画)

第2章

利便増進事業の内容

1. 事業の方向性

1.1 地域公共交通計画の目標と基本方針

下関市地域公共交通計画では、「市民が継続的に利用したくなる、利便性の高い公共交通サービスを安定的に提供する」ことを達成すべき目標として掲げ、その実現に向け、「まちづくりと連動した持続可能な公共交通ネットワークの構築」、「地域公共交通のリ・デザインによる公共交通サービスのアップデート」、「共創によってみんなで支える公共交通の実現」の3つの基本方針を定めました。

これらの基本方針に基づき、目標達成に向けた施策に取り組むこととしています。

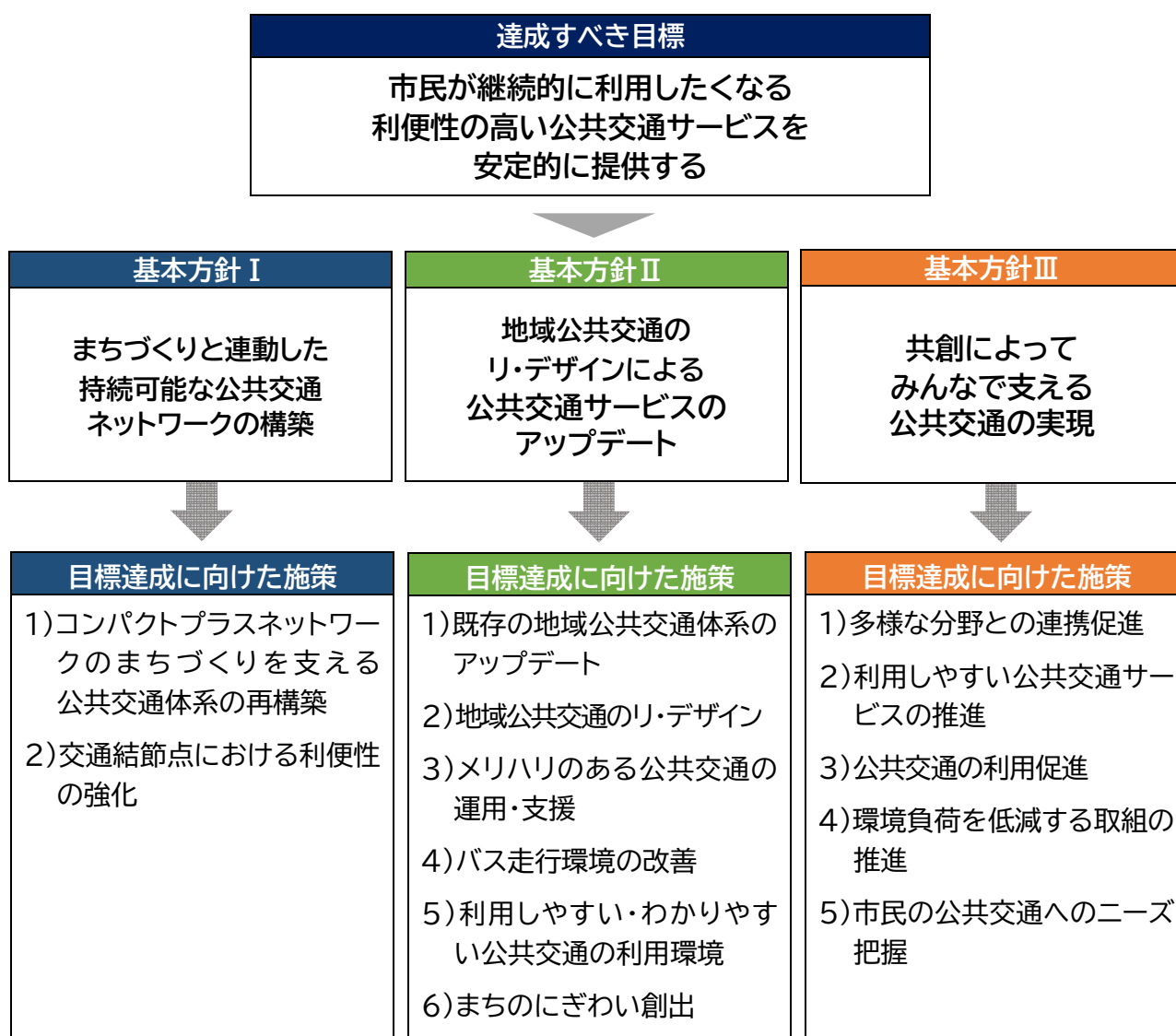


図2.1 達成すべき目標・基本方針・目標達成に向けた施策(下関市地域公共交通計画)

1.2 基本方針の考え方

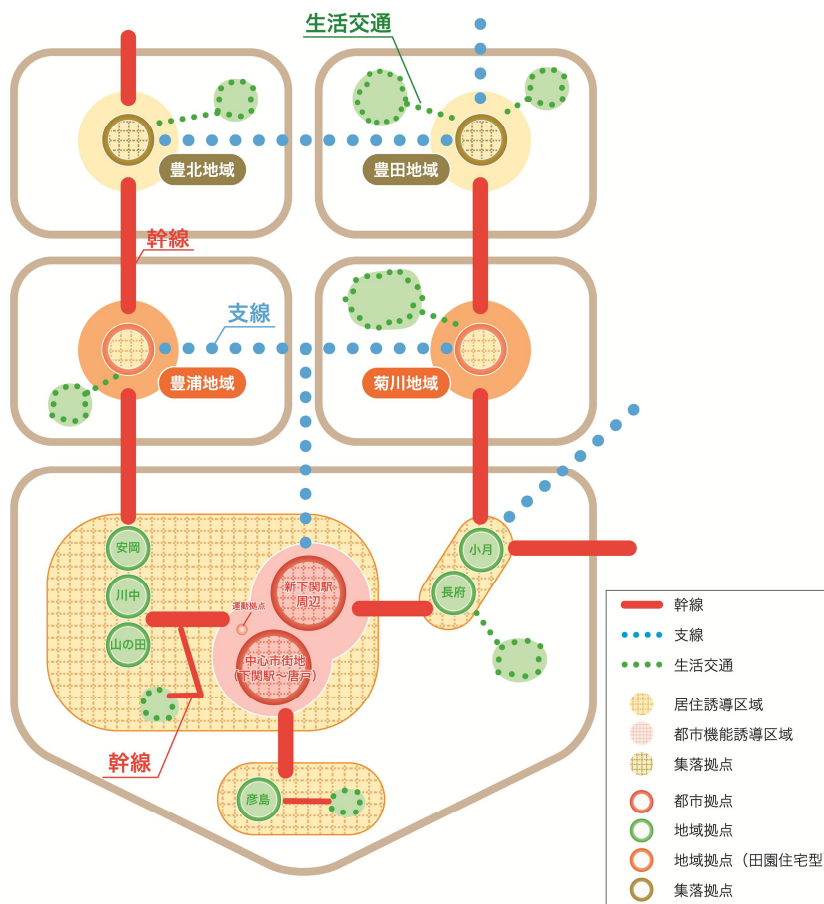
下関市地域公共交通計画では、コンパクトプラスネットワークのまちづくりを推進するため、公共交通ネットワークを「幹線」「支線」「生活交通」に分類し、それぞれの役割に応じて路線の再編を進めながら、サービス水準の向上や地域の実情に応じた様々な交通モードにより、維持・確保を図っていくこととしています。

表2.1 公共交通ネットワークの分類(下関市地域公共交通計画)

分類	区間 ^(※1)	方向性
幹線	● JR 山陽本線、JR 山陰本線 ● 下関市都市計画マスタープランにおける ・都市拠点同士を結ぶ主要路線 ・都市拠点と地域拠点を結ぶ主要路線 ・都市拠点と集落拠点を結ぶ主要路線 ● 下関市立地適正化計画における都市機能誘導区域及び居住誘導区域の区域内を運行し、運行本数が片道概ね 30 本／日以上路線	交通モード：鉄道、路線バス ・路線の維持・確保 ・サービス水準の維持・向上 ・利便性の向上 ・結節機能強化
支線	● 下関市都市計画マスタープランにおける ・都市拠点同士を結ぶ幹線以外の路線 ・都市拠点と地域拠点を結ぶ幹線以外の路線 ・都市拠点と集落拠点を結ぶ幹線以外の路線 ・地域拠点同士を結ぶ路線 ・集落拠点同士を結ぶ路線 ● 本市拠点と隣接他市を結ぶ路線 ● 特定の都市機能施設^(※2)へアクセスすることを目的とした路線	交通モード：路線バス、生活バス等 ・幹線を補完 ・必要なサービス水準を検討し、路線の維持・確保
生活交通	● 上記の幹線及び支線に属さない路線	交通モード：路線バス、生活バス、タクシー等 ・日常生活機能の維持・確保 ・交通不便地域における移動を確保

※1：幹線・支線の区間については、表中に示すいずれかに該当する路線とする。

※2：特定の都市機能施設とは、病院、商業施設等をいう。



公共交通ネットワークの分類

3つの都市拠点である「中心市街地(下関駅～唐戸)」、「新下関駅周辺」及び「運動拠点」における高い都市機能を市域全体の各拠点から享受でき、かつ、各地域における多様な機能を相互に共有できる骨格となる地域間ネットワークを構築します。

● 幹線

市街地地域～豊浦・豊北地域における JR 山陰本線、市街地地域～小月地域における JR 山陽本線を幹線として位置づけるとともに、市街地地域～豊浦地域間、市街地地域～菊川・豊田地域間における主要なバス路線についても幹線として位置づけます。

また、居住誘導区域及び都市機能誘導区域内の利便性を高める路線についても幹線として位置づけます。

● 支線

菊川～豊浦地域間、豊田～豊北地域間および市街地地域～菊川・豊浦地域間や、隣接する長門市、美祢市、山陽小野田市間を結ぶ路線を支線として位置づけ、その需要量に応じ、路線バスや生活バス等による連携を図ります。

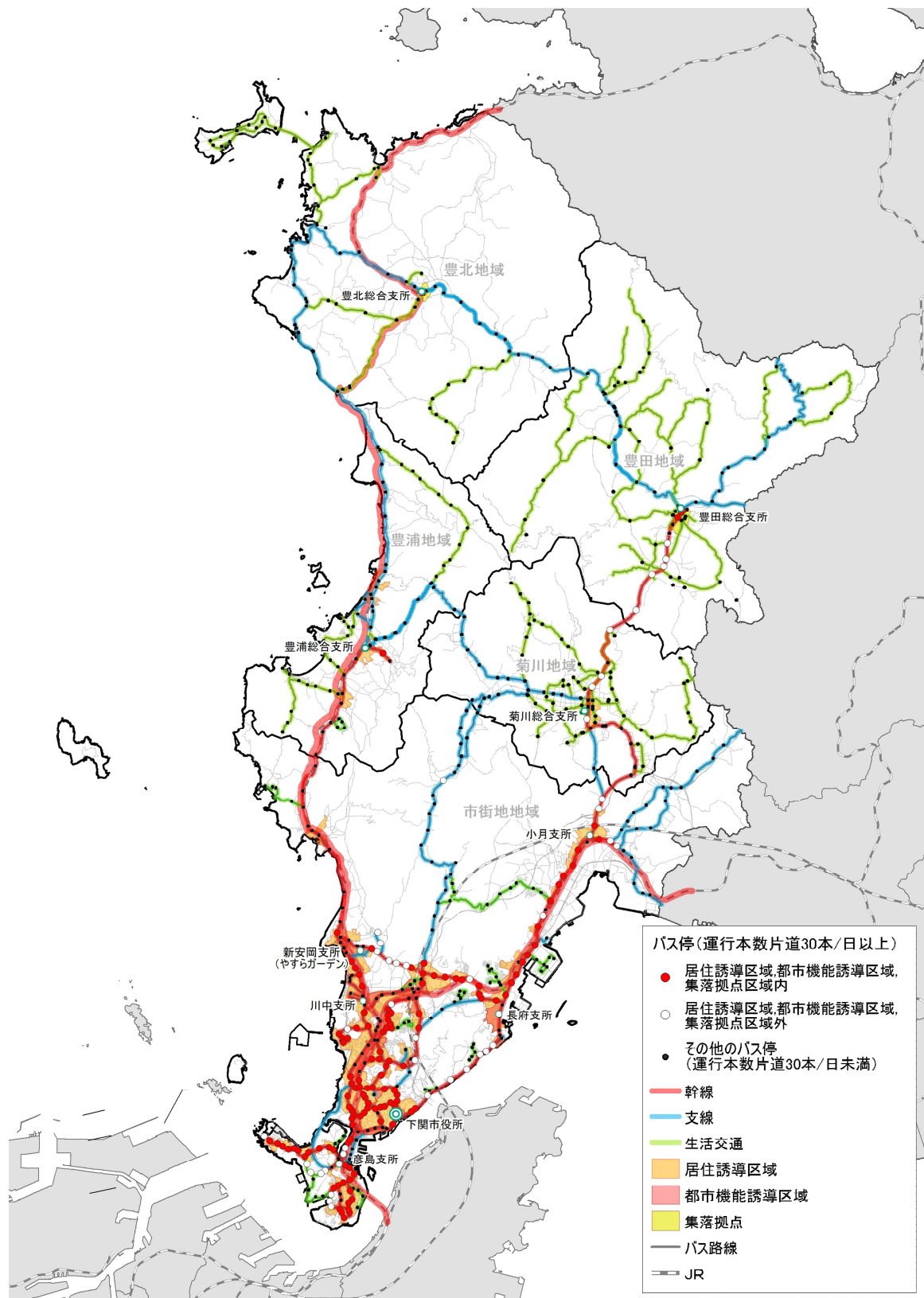
その他、幹線を補完する路線についても、支線として位置づけます。

● 生活交通

各地域内においては、拠点となる施設(支所周辺等)までのアクセスを維持・確保し、地域内における集積性を高めるとともに、日常生活機能の維持や交通不便地域における移動を確保できる地域内ネットワークを構築します。

地域内ネットワークの検討に当たっては、地域の実情に合わせた交通手段の見直しにより、利便性・効率性・持続性の高い公共交通ネットワークを構築します。

図2.2 公共交通ネットワークの分類イメージ(下関市地域公共交通計画)



資料: R4 鉄道データ(国土数値情報)、サンデン交通 GTFS データ (R6.3 時点)、ブルーライン交通 GTFS データ(R6.4 時点)、下関市生活バス HP、下関市都市計画基礎調査結果(令和4年度)、下関市

図2.3 公共交通ネットワーク図(下関市地域公共交通計画)

1.3 目標達成に向けた施策

下関市地域公共交通計画の目標達成と本市が目指す公共交通ネットワークの構築に向け、[1]まちづくりと連動した持続可能な公共交通ネットワークの構築、[2]地域公共交通のリ・デザインによる公共交通サービスのアップデート、[3]共創によってみんなで支える公共交通の実現の3つの基本方針に基づく具体的な施策に取り組むこととしています。

あわせて表の中で利便増進事業として実施していく施策(表中☆印)を示しています。

表2.2 目標達成に向けた施策(下関市地域公共交通計画)

[1]まちづくりと連動した持続可能な公共交通ネットワークの構築	
施策群	取組施策
1)コンパクトプラスネットワークのまちづくりを支える公共交通体系の再構築	
	① 公共交通ネットワークの再構築
	② 地域拠点と最寄り駅までのアクセス確保
	③ 中心市街地等における循環バス導入の検討
	④ 駅を中心としたまちづくりによる公共交通の再編
2)交通結節点における利便性の強化	
	① 乗り継ぎ環境の向上(結節点機能の強化)
	② 鉄道駅におけるバリアフリー化
[2]地域公共交通のリ・デザインによる公共交通サービスのアップデート	
施策群	取組施策
1)既存の地域公共交通体系のアップデート	
★	① 生活バス路線の再編・維持
	② タクシーの利用環境改善
	③ 外出支援サービス等の継続
	④ 離島航路の運航
2)地域公共交通のリ・デザイン	
	① 新たな地域コミュニティ交通の導入検討
	② 新技術・デジタル技術の活用
3)メリハリのある公共交通の運用・支援	
	① 需要に応じた車両の選択(小型化)
	② 運転手等担い手不足への対応
4)バス走行環境の改善	
	① バス専用・優先レーンの順守

施策群	取組施策
5)利用しやすい・わかりやすい公共交通の利用環境	
	① ノンステップバスの導入促進
	② 情報提供による利便性の向上
	③ バス停の待合環境整備拡大
	④ わかりやすい運賃体系の構築
	⑤ バスのフリー乗降制度の導入検討
	⑥ バスのキャッシュレス決済導入による利便性向上と運営の効率化
	⑦ 貨客混載のバス運行の導入検討
6)まちのにぎわい創出	
	① サイクルトレインによる利便性向上

[3]共創によってみんなで支える公共交通の実現

施策群	取組施策
1)多様な分野との連携促進	
	① 多様な関係者による共創(連携・協働)
	② JR 山陰本線を活用した利用促進の継続
	③ 割引切符や企画切符の継続
	④ 観光しやすい移動手段の確保
2)利用しやすい公共交通サービスの推進	
	① 公共交通への転換の推進
3)公共交通の利用促進	
	① 公共交通利用促進策の実施
	② 交通安全教育等の実施
	③ モビリティ・マネジメントの実施
4)環境負荷を低減する取組の推進	
	① 環境配慮型車両・設備等の導入
5)市民の公共交通へのニーズ把握	
	① 市民へのアンケート等の実施

1.4 実施する事業

本計画で実施する事業は、下関市地域公共交通計画で定めた「目標達成に向けた施策」のうち、地域における公共交通ネットワークの再編を行う取組に加え、運賃・ダイヤ等の見直しも含め、利用者の利便の増進に資する取組を対象としています。

利便増進事業は、地方公共団体が地域公共交通網の整備を図るために行う事業であり、地方公共団体が公共交通事業者等へ支援を行うことにより実施を促進するものです。

2.利便増進事業

(1) 豊田地域

利便増進事業及び対象路線は、以下に示すものになります。

[2]地域公共交通のリ・デザインによる公共交通サービスのアップデート

施策群 1)既存の地域公共交通体系のアップデート

取組施策 ① 生活バス路線の再編・維持

・生活バス運行体系の見直し

表2.3 対象路線(豊田地域)

対象路線	実施主体	項目	事業内容
空路子線	下関市	・生活バス運行体系の見直し	豊田地域における地域内移動の利便性向上のため、これまでの4区域と運行区域外を加えた統合を行い、豊田町全域を1つの区域として運行を行う
一の俣線			
今出線			
一の瀬線			

■現状

- ・これまで豊田地域の生活バスは、1日3便、時刻表に沿った時間での予約制で、特定の地域で決まった4区域(空路子線、一の俣線、今出線、一の瀬線)で運行していました。
- ・令和7年10月から、4区域の統合を行い、1つの区域として運行を行う実証運行を開始しました。運行回数は1日3便の時刻表に沿った時間での予約制から、営業時間内であればいつでも乗降車ができるよう変更し、実証開始前に比べ利用者数は大幅に増加しています。
- ・あわせて、人工知能(AI)を活用することにより、複数の利用者の予約に対しリアルタイムでルートを最適化し、目的地へ効率的に移動するAIオンデマンドバスの実証運行を行っています。
- ・また、乗客と貨物を生活バスに混載して運送する貨客混載サービスの実証運行を行っています。生活バスでの乗客の運送に加え、利用者が対象店舗に電話等で注文した商品が、生活バスを利用して自宅に届けられます。

■利便増進事業の内容

- ・令和8年10月より豊田地域における地域内移動の利便性向上のため、4区域の統合を行い交通空白地のないよう豊田地域全域を1つの区域として運行を行う、生活バス運行体系の見直しを本格導入します。
- ・生活バスによる移動の利便性を向上させることにより、公共交通の利用促進や外出機会の増加を図り、まちのにぎわいの創出や健康増進を目指します。

表2.4 運行概要と新旧対照表(豊田地域)

項目	内容
運行のねらい	・4区域の統合を行い、1つの区域運行とし、地域内フィーダー系統に位置付ける ・豊田地域内全域を運行区域とし、地域内の交通空白地を解消する ・地域内で乗り換えが不要となり、円滑な移動を提供する
運行事業者	下関市
事業の種類	自家用有償旅客運送
利便増進事業の位置付け	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第2条第13号イ(3)

項目	内容	
	旧	新
運行区域	空路子線 一の俣線 今出線 一の瀬線	豊田線
運行日	平日、土曜日 (日・祝日・年末年始を除く)	平日、土曜日 (日・祝日・年末年始を除く)
運行回数	1日各3便	8時15分～16時15分 上記時間内であれば、制限なく予約に応じた運行

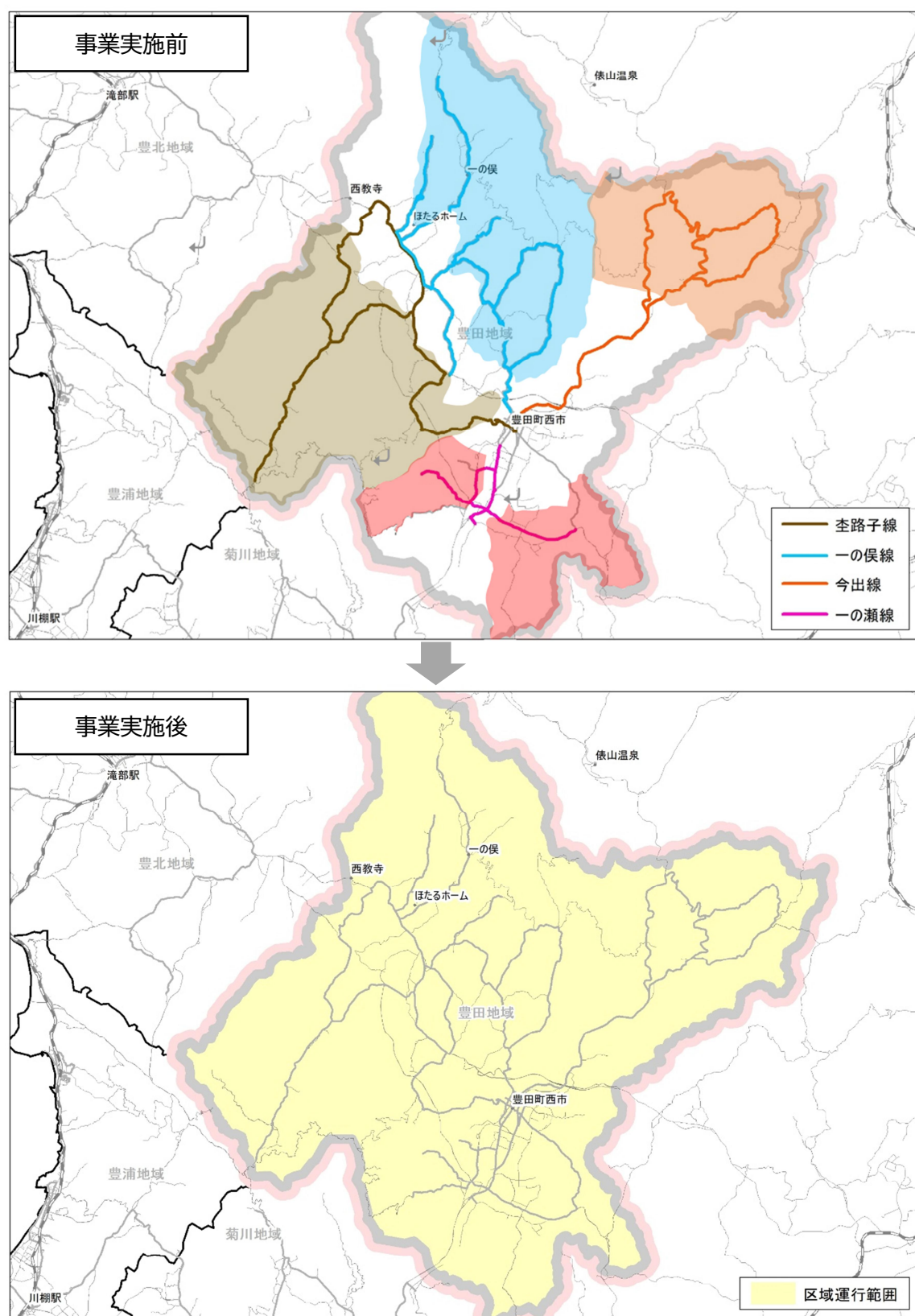


図2.5 豊田地域(利便増進事業:生活バス)

3.事業の実施主体と実施スケジュール

各施策の実施主体は交通事業者と下関市が中心となり、道路管理者や地域団体、民間事業者等と連携して取り組みます。

表2.5 事業の実施主体と実施スケジュール

準備期間

実施、運行期間

利便増進事業	実施地域	実施主体	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
・生活バス運行体系の見直し	豊田地域	下関市				

第3章

下関市による支援の内容

(1) 地域公共交通ネットワークの維持・確保に向けた支援

路線バスなどの公共交通網を維持・確保するため、国・県との役割分担のもと、交通事業者に対して運行経費を支援します。

また、事業の実施に伴い必要となる交通結節点における乗り継ぎ環境の向上を目指します。

(2) 運転手等担い手不足への対応・支援

運転手等の担い手不足に対し、第二種運転免許取得に係る費用の助成や就労後の支援など、公共交通の人材確保に資する取組を支援します。

(3) 公共交通の利用促進の支援

公共交通の利用促進に係る施策、交通安全教室や意識啓発の取り組みを実施します。

また、公共交通の利用促進や運行情報などに関する、市民や利用者に向けたホームページ、SNS、市報等の市のメディアなどを通じた情報発信を支援します。

(4) 市民の公共交通へのニーズ把握

公共交通に関する市民アンケート等を随時実施し、市民のニーズを把握し施策に反映します。

第4章

事業実施に必要な資金の額と調達方法

本計画の事業実施にあたっては、国等の各種財政支援(社会資本整備総合交付金、地域公共交通確保維持改善事業費補助金など)を活用しつつ、地方公共団体と交通事業者を含む関係者で適切な役割分担を図りながら、必要な資金を確保して実施します。

なお、金額は現時点での見込み額であり、今後の詳細検討の過程で精査を進めていきます。

表4.1 事業実施に必要な資金額と調達方法

項目		事業費 (百万円)	調達主体	調達額(百万円)				
				R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	合計
利便増進実施事業	・生活バス運行体系の見直し	120	下関市	27	27	27	27	108
			フィーダー補助(国)	3	3	3	3	12
下関市による支援	地域公共交通ネットワークの維持・確保に向けた支援	1,448	下関市	362	362	362	362	1,448
	運転手等担い手不足への対応・支援	52	下関市	13	13	13	13	52
	公共交通の利用促進の支援	—	下関市	—	—	—	—	—
	市民の公共交通へのニーズ把握※	—	下関市	—	—	—	—	—

※策定時点では未確定であるものの、実施のタイミングで資金調達を適切に行うものとする

第5章

事業の効果

本計画に位置付けた事業の実施により、以下の効果が見込まれます。

表5.1 事業の効果

・生活バス運行体系の見直し			
項目	実施前	実施後	事業の効果
年間利用者数	2,593人 (令和6年度)	9,600人	・豊田地域全域をカバーすることによる交通空白地の解消 ・地域内全域へ乗り換えることなく移動が可能となる利便性向上 ・決まった時間による運行から、営業時間であれば制限なく予約に応じた運行による利便性向上 ・利便性向上に伴い、利用者の大幅な増加(年間約7,000人)
収支率	1.3%	3.1%	・生活バス利用者の増加による収支率の改善 ・収支率の改善による持続可能な公共交通ネットワークの構築

これらの効果により、「下関市地域公共交通計画」に定めた目標値である、市民のバス利用率向上及び地域公共交通の収支差改善への効果が期待されます。

表5.2 下関市地域公共交通計画による目標値

	評価指標	基準値(R5)	目標値(R11)
1	市民のバス利用率	9.4%	10.2%
	市民の鉄道利用率	8.5%	9.2%
2	コミュニティ交通オンデマンド路線数	5 路線	5 路線
3	地域公共交通の利用者数(年間)	24,245 千人	現状維持
4	地域公共交通の収支差	△1,126 百万円	1%改善
5	公的資金投入額 (市民1人当たりの市の財政負担額)	1,490 円	1,620 円

第6章

今後の検討課題等

本計画の着実な遂行に向けては、下関市地域公共交通協議会を中心とした PDCA サイクルを用いた評価・見直しを継続して行います。

(1) 関係市との連携

広域的な幹線バス路線の再編など、隣接市にまたがる路線については、交通事業者や周辺自治体との協議を行い、路線のあり方や財政的な支援のあり方について検討を進めます。

(2) 事業の進捗管理

毎年の事業進捗状況と成果指標の動向を確認し、その結果を踏まえて施策の改善や見直しを検討します。

(3) 市民ニーズの反映

地域の意見を十分に反映した上で再編を実施するため、市民からの公共交通に関する意見・要望調査を随時実施し、計画の見直しに活用します。

(4) 新技術・デジタル技術の導入検討

AI オンデマンド交通や自動運転などの新技術の導入を検討し、利便性と運行効率性の向上を図ります。

